



宮城県美里町奨励金制度のご案内

緑化促進奨励金

対 象 事 業		日本標準産業分類に定める次の事業の用に供する施設 A 農業、林業／D 建設業／E 製造業／F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業、郵便業／I 卸売業、小売業／J 金融業、保険業／K 不動産業、物品賃貸業／L 学術研究、専門・技術サービス業／M 宿泊業、飲食サービス業／N 生活関連サービス業、娯楽業／O 教育、学習支援業／P 医療、福祉／R サービス業
対 象 要 件	共 通	① 土地を取得した日から3年以内に事業所建設に着工 ② 土地を取得した日から5年以内に緑化を完了 ③ 土地の取得面積が3,000平方メートル以上 ④ 20パーセント以上の緑化を行ったもの
	新 設	① 敷地面積が3,000平方メートル以上 ② 投下固定資産額（土地を除く）が3,000万円以上 ③ 新規常時雇用従業員の数が15人以上
	増設・移設	① 投下固定資産額（土地を除く）が3,000万円以上 ② 既存の常時雇用従業員数が10人以上
奨励金交付額		緑化に要した経費の2分の1を交付
奨励金交付限度額		500万円を限度
根拠法令等		美里町企業立地促進条例（平成20年条例第34号）